

公益財団法人日本高等教育評価機構認証評価継続受審マーク取扱要領

(目的)

第1条 この取扱要領は、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「本機構」という。）における認証評価継続受審マーク（以下「継続受審マーク」という。）の適正な使用を確保することを目的とする。

(継続受審マーク)

第2条 大学、短期大学及び専門職大学院（以下「大学等」という。）は、本機構で継続して認証評価を受審する際、現在受審中であることを証明するために、ホームページ、広報誌等の印刷物又は名刺等に貼付する等の方法により、継続受審マークを使用することができる。

2 継続受審マークに関する所有権は、本機構に帰属する。

3 本機構は、大学等からの依頼により、継続受審マークを電子媒体で付与するものとする。

(使用期間)

第3条 継続受審マークの使用期間は、継続受審年度の範囲内とする。

(デザイン等)

第4条 継続受審マークは、次のとおりとする。



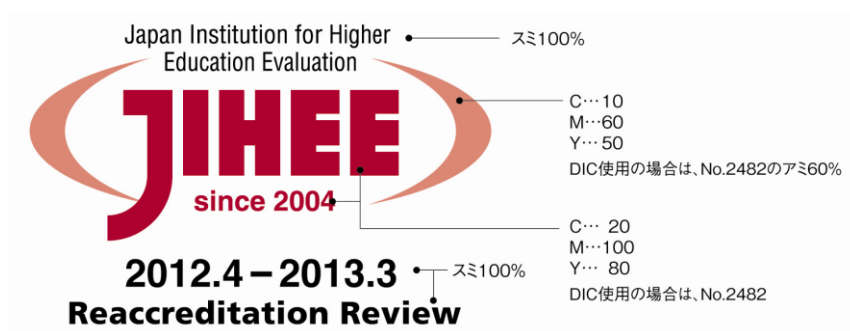
2 継続受審マークを拡大して使用する場合は自由とし、縮小して使用する場合は以下の寸法を下回らないこととするが、寸法比率の変更をしてはならない。

最低寸法 縦 11 mm × 横 17 mm

【最低寸法表示例】



3 彩色は次に示す値を基準とするが、黒（＝スミ）、白（＝白抜き）、赤（＝マゼンダ）1色とすることもできる。



4 図案の省略や意匠の付加等の改変をしてはならない。

(使用の停止)

第5条 大学等は、本機構の大学機関別認証評価に関する規程第6条、短期大学機関別認証評価に関する規程第6条及びファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価に関する規程第6条に基づき評価の中止をした場合には、継続受審マークの使用を速やかに停止しなければならない。

(雑則)

第6条 この取扱要領の改廃は、理事長の決裁を経て行う。

2 この取扱要領に定めるもののほか、継続受審マークの適正な使用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この取扱要領は、平成23年3月25日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成24年8月24日から施行する。

附 則

この取扱要領は、令和4年11月4日から施行し、令和4年4月1日から適用する。